

立法技術に関する研究 VI

—— 表・別表に関する諸問題 ——

榎 原 志 俊

- 序
- I 表・別表の構造
- II 表・別表の項の特質
- III 表・別表の字句改正
- IV 表・別表の項の改正
- V 表・別表の改正
- VI 表以外の部分の改正

序

表・別表は法令において頻出するが、その構造や法理について詳しく検討されていないようである。

表・別表においては、条項についての考え方が崩れている場合や、原則的な考え方よりも便宜的な発想で適宜に処理されている場合が見受けられる。しかし、表・別表における扱いも、原則として、条・項や章・節において形成されてきた原則論に適合したものでなければならない筈である。他方、表・別表について検討することによって条項についての扱いの問題点が浮き彫りになることも少なくない。

また、表・別表については、特に、その構造についての立ち入った分析も少なく、また表・別表の各部分の名称や呼称も十分に与えられていない

ことが多い。これらの事情が表・別表に関する議論の論理的展開を阻害しているように思われる。

本稿においては、表・別表の構造や改正方法について、原則的な考え方に基づいて考え方を整理し、所要の説明概念を設け、技法を向上させ、議論を高度化することができるように努めた。本稿は、かかる問題意識に基づくもので、表・別表についての総花的な説明を目指すものではない。

本稿は、I において表・別表の構造について分析し、所要の概念、名称等を付与している。表・別表の項については立ち入った分析と用語設定が必要であるので、II において纏めて論じた。III 以下においては表・別表の改正に係る問題点について論じており、最後にVIにおいて表以外の部分の改正の問題に及んでいる。

本稿は、法制執務研究会編『新訂 ワークブック法制執務』（平成19年）を基本として検討を進めている。本稿においても、「付番項」「無番項」「付番項削除改正方式」等の新たな用語、概念を作り出している。ここで作り出し、命名した用語、概念が適切であるかの問題はありますが、今後ともさらに検討して行きたいと考えている。

なお、本稿の参考文献、凡例、用語例等については、拙稿「立法技術に関する研究 I」（本誌54巻1・2号（平成25年2月））を参照願いたい。

I 表・別表の構造

1 表・別表の構造

(1) 表・別表の「項」と「欄」

① 表・別表の「項」と「欄」

表・別表の縦の区切りを「項」という。表・別表は、その外側を線で囲み、縦・横の区切りには線を入れるのが通常であるが、縦線の有無を問わず、縦の区切りを「項」という。

横の区切りを「欄」という。欄に名称が付いていれば、例えば「名称の欄」、「根拠法の欄」という。欄に名称が付いていない場合は、「上欄・下欄」（欄が2つの場合）、「上欄・中欄・下欄」（欄が3つの場合）、「第1欄・第2欄・第3欄・第4欄」（欄が4つの場合）などという。

表・別表には、項の前に、欄の名称を表示したインデックスの部分をつけているものがある。これを「見出し」という例があるようであるが、条の見出しと混同する恐れがある。このインデックス部分は、本来「項」ではないから「項」と称することはできないが、行列式の用語に倣って「列」と称することは可能であろう。そこで、欄の区分についての名称を表示している列の部分という意味から、「欄表示列」と称することとする。

② 区切り線、枠

表・別表やその内部における縦・横の区切りの線を「区切り線」と称し、区切り線によって囲まれた部分を「枠」と称することにしよう。表・別表の外側の区切り線による囲みを「外枠」と称し、そのような外枠と内部の区切り線によって画される部分を「枠組み」と称し、このような枠によって画された状態を「枠付き」と称することとしよう。

表・別表は、通例、外枠と内部の区切り線によって形成される枠組みを伴っている。したがって、項は外枠と区切り線により画された枠組みを持ち、「枠付き」の項となる。これを「枠付き項」と称することとする。項は、さらに、欄の区分に従った横線の区切り線によって細分され、また項中の欄の中でさらに縦の区切り線によって細分されることがある。このように、項又はその細分された部分において、さらに各欄に対応して区切られた部分は、それぞれ1つの枠を形成するが、この枠は必要に応じてさらに細分された枠を持つことになる。

別表の中には外枠の無いものや項の区切り線のないものがある。各号列記の部分の別表にしたものは、通例、外枠と項の区切り線の無い形式の別表とされているが、この形式の別表は条項中の号・各号と同様の扱いを受けるので、これを「各号列記型別表」と、特に枠の無いことを枠付きの各

号列記型別表と区別するときは「枠なし各号列記型別表」と称することとする。各号列記型別表でも外枠と内部の区切り線をともなった形式のものもあるが、このような「枠付き各号列記型別表」は別表としての性格を帯び、「枠なし各号列記型別表」とは扱いが異なることになる。「枠付き各号列記型別表」は、後に紹介する「付番項」の扱いを受け、条項中の号の扱いは受けない。なお、各号列記型別表では、「項」は通例「号」と呼称されている（枠付き各号列記型別表においても、各項の呼称は「号」とされているようである）。

このように表・別表の性質は、各号列記型別表の形態の相違から判明するように、外枠と区切り線の存否によって、すなわち、枠組みの存否によって画されているのである。

③ 項番号の付与と付番項・無番項

表・別表の上欄・第一欄は、基準となる事項が項ごとに列記される。この欄を「基準欄」と称することとする。基準欄に事項名が項ごとに列記されるだけの表・別表がある。このような項を「無番(の)項」と称することとする。

これに対して、表・別表の基準欄における事項名の前(上)に順次一、二、三……と番号を前置している表がある。また、最上欄に番号欄を設け、項ごとに順次一、二、三……と番号を付している表がある。これらの表の項は「付番(の)項」と称し、その番号を「項番号」と称することとする。基準欄における事項名に番号を前置(上置)している付番項の項番号は「前置項番号」と称することとする。最上欄に番号欄を設ける場合は、この番号欄を「付番欄」と称することとする(この場合は、第2欄が「基準欄」となる)。

基準欄における事項名に番号が前置された表の場合は、項を「一の項」「二の項」「三の項」……ということとしている。付番欄を設け独立して項番号を付与している場合は、項を「一の項」「二の項」「三の項」……という場合もあれば、「第一項」「第二項」「第三項」……や「第一号」「第二

号」「第三号」……ということもある。

さらに、各号列記型別表には外枠と区切り線のある「枠付き各号列記型別表」と外枠・区切り線の無い「枠なし各号列記型別表」とがあるが、各号列記型別表では「項」は通例「号」と呼称されており、特に枠なし各号列記型別表における「号」は、条項中の号と同様の扱いを受けている。

表・別表の項の改正は、無番項と付番項とでは扱いが異なることがあるので、別々に分けて考察すべきである。

④ 部分項

項の部分「部分項」と称することができる。部分項に対して、個々の項そのものは「全体項」と言うことができる。部分項は、表・別表の構造に応じて大きささまざまであり、部分項の中にさらに小さな部分項があることがある。

部分項の改正は、項の改正方式のうち図形的引用による方式によることとなる。改正すべき項の部分を図形として引用し、これに所要の改正を加え、改正後の項の部分として示すこととなる。このような部分項における図形的引用を「部分図形的引用」と称することとする。

表・別表の中で個別の項（全体項）を超えた範囲については、項の継続改正とか連続改正とかにより対応することになろう（特別な事情でそのようなものを改正の対象とする必要がある場合には、それを図形的に捉えて改正の対象とすることとなる）。

[部分項における付番]

部分項において付番されることがある。すなわち、部分項のある欄の部分について、（細分された）番号を付することがある。付番された部分項を「付番部分項」と称することとする。

付番部分項は、その改正において、付番項と同様の扱いを受ける。

⑤ 表の単一設置、別表の複数設置

表は、通例1つの条項に1つしか設置されない。1つの条又は項に2つの表を設置する必要がある場合は、条を分割する、条を項建てにする、項

の分割をする等の措置をとることになる。

別表は、1つの法令に複数の別表を設けることができる。1つしか設置されないときは、「別表」という。複数の別表が設けられる場合は、「別表第一」、「別表第二」……と区分し、特定する。

この別表に付加する「第一」「第二」という文言は、「別表番号」と称することとする。なお「別表」と「別表第一」との間には、別表の全部改正が絡む場合には、後述するように、特別な関係を認めざるを得ない。

別表番号の順序は、本則中の別表の設置の根拠規定の順序によることになろう。

⑥ 別表の構造

(i) 別表表記

別表には、その冒頭の右肩（最上部）に「別表」「別表第一」「別表第二」……の表示を置く。必須の表示である（必要的表記）。これを「別表表記」と称することとする。

(ii) 表題

別表表記の次にその別表の内容を表す名称を付する場合がある(WB096)。もっとも、「名称」という一般的用語を別表に係る特別な呼称とするのは弊害が大きいと思われるので、「表題」と称することとする。任意的表記である。

[ある一般的用語を特別な意味だけに使用することの弊害は、「削除」を形骸削除の場合のみに使用し、「削る」で表す「消滅させる」という一般的な意味は「廃止」という言葉で代用している歪な用語例を想起せよ。]

(iii) 根拠条名

別表表記の次に、表題を付するときは表題の次に、() 内に「根拠条名」を表示する。かつては任意的な表示であったが、現在では必須の表示事項とされている。該当条名に「関係」という文言を付して、「第○条関係」「第○条、第△条関係」「第○条—第□条関係」というように表示する。

根拠条名はその別表を設置する根拠条項やその別表の規定事項と関連した規制事項を定めている条項について、これを条名において表示するものである。これにより、その別表と本則上の関係条項との関連を明確にすることができる。この用語は「関係条文」と呼ばれているようであるが、その別表を設置する条項を条名において端的に指摘する機能に着目すれば、「根拠条名」という名称の方が適切であろう。

(iv) 別表内個表

別表に、2つ以上の表が含まれている場合がある。そのような表を「別表内個表」又は単に「個表」と称することとする。大括りの分類によって表を分化し、解りやすくするものである。

それぞれの個表には、一、二、三……という番号が付されている。この番号に呼称はなく、「一の表」「二の表」「三の表」と称することとされている。個表に付されるこの番号は「個表番号」と称することとする。

⑦ 附則別表

一部改正法の附則の条項に別表が用いられる場合がある。このような別表は「附則別表」と呼ばれている。

この別表の右肩の別表表記も「附則別表」と表示する。附則別表は附則の次に、別表が置かれるときは、附則の次で別表の前に置かれる。

附則別表には根拠条名の表示（「附則第○条関係」の表示）は不要であるとされている（WB243）が、最近では付されることが多いようである。

⑧ 備考

(i) 備考の意義

表・別表には、備考や注がその枠内の末尾に（場合によっては枠外に）、また例外的には枠組みの前に設置されることがある。備考の規定事項が膨大な場合、一、二……等の付番をすることがある。この番号には通例呼称はないが、号建てをして「第○号」と称している場合もある。

その特定は、「備考」「備考○」「備考第○号」のようにする。

(ii) 備考の改正

備考は表・別表の構成部分であるが、これを 1 つの独立した存在とみて改行を行うこととしている。字句改正については、「中」によって「備考」「備考○」等を掲記する。

一部改正 「別表備考中「○○」を「△△」に改める。」

全部改正 「別表備考を次のように改める。」

新設追加 「別表に備考として次のように加える。」

増設追加 「別表備考に次のように加える。」

削除 「別表備考を削る。」

移動 「別表中備考一を削り、備考二を備考一とし、備考三を備考二とする。」(簡略移動)

なお、備考の付番が号建てになっている場合は、「第○号」と称し、条項中の号と同様の扱いがなされている。

(2) 表・別表の設置根拠

① 表・別表の設置根拠

条項の表は、その条項において設置されるが、条項と表との関係は条項内に存在することによって明らかであるから、必ずしも設置を根拠付ける文言は明確ではない。

別表は、本則中又は附則中のある条項によって設置される。一部改正法の附則中の条項によって設置されるのが「附則別表」である。かかる条項は別表設置の根拠規定であるが、別表の側からみれば、別表はこの根拠規定を「受けて」設置されるという関係に立つものである。

② 表・別表における掲記・引用

表・別表を掲記・引用するには、「第○条の表」「別表」「別表第一」とする。表・別表の項を掲記・引用するには、「第○条の表○○の項」「別表○○の項」「別表第一○○の項」とする。

表・別表を重ねて掲記・引用するときは「同」で受け、「同表」と呼ぶ。「別表」も「別表第一」もいずれも「同表」で受ける(「同別表」でも「同

表第一」でもない)。

II 表・別表の項の特質

1 付番項と無番項

(1) 序

表・別表の項は、表・別表における纏まりのある基本的な単位であるが、項番号の付与は必要的ではなく、またその内部がさらに区切り線・枠組みにより細分され、その特定するにも改正するにも特殊性を有する。

(2) 付番項の性質

付番項は、項に番号が付され、数的な連続性、順次性が付与されているから、付番項の追加、削除に伴って前後の項を移動させる必要が生ずる。

付番項の項番号は、枝番号とすることができ、また形骸削除の扱いができることとされている。その理由は、「項」番号と言いながら実際には条における号と同じような扱いを受けているので、枝番号化と形骸削除化が可能となるということであろう。

付番項は、しかし、枠組みによる表示が前提にあり、図形的性質が残存している。特に「次に加える」追加の改正の場合には、不可算の扱いから、「次の×項を加える」とするのではなく、「次のように加える」方式を取ることにしている。

(3) 無番項の性質

無番項は、項に付番されないから、枝番号を付すことはできず、また形骸削除の扱いもできない。無番項の追加、削除に伴って前後の項を移動させる必要はない。前後の無番項は自動移動すると考えられる。

(4) 無番項の改正と付番項の改正

無番項は、枠付きの独立した項ではあるが、その改正についてはあくまで図形として把握する。無番項の削除を除き、すべては枠付きの項として

改正の対象となる。

これに対して、付番項は、項番号によって序列性、昇順性が付与され、条項中の号の如き扱いを受けるが、付番項であっても、枠付きの項であることから図形としての性格を保持し、残存させているので、追加の「次に加える」方式において不可算の場合の表示である「次のように加える」とすることとされている等の扱いを受ける。

無番項の改正と付番項の改正について、詳しくは後述Ⅳ 2 (3)で論ずる。

2 付番項の枝番化と形骸削除

(1) 序

付番項には、項番号を付して、連続昇順制を採ることとされているので、項番号に枝番号を付すことができる。また、形骸削除の扱いをすることができることとされている。

付番項において枝番号を付し、形骸削除の扱いができることは、項数調整が飛躍的に容易になり、表・別表の改正が簡略になされることとなる。

無番項は、項番号がないから、枝番号制がとれないのは当然である。また、項番号がないから、形骸削除がとれないのも当然である（不要になった無番項は削除すれば足り、その項の形骸を残存させる実益もないことから明らかである）。

(2) 付番項の形骸削除

付番項の形骸削除は、条、号の形骸削除の場合と同様、付番項の全部改正による。

「別表□の項を次のように改める。」とし、改行表示は基準欄を「削除」と表記した枠付きの項を表示する。（付番項の項番号を略記号で表現するとき、「□の項」と表示することとする。以下同じ。）

付番項の形骸削除においては、「削除」に改められた枠付きの項が改行表示される。この改行表示において、付番欄の設けられている表・別表にあっては、基準欄（第 2 欄）の字句（事項名）が「削除」に改められ、第

3 欄以下の欄は空欄にすることとし、前置項番号の形態の表・別表にあっては、基準欄（第1欄）の項番号の次の字句（事項名）が「削除」に改められ、第2欄以下の欄は空欄にする。

改行表示される改正後の項の表示は、次のようになる。

・項番号欄・基準欄型

基準欄の表記を「削除」とし、第3欄以下の事項欄はすべて空欄とする。

「別表第一の二の項を次のように改める。

二	削除		
---	----	--	--

・前置項番号制の場合

項番号の次の基準事項の表記を「削除」とし、第2欄以下の事項欄はすべて空欄とする。

「別表第一の三の項を次のように改める。

三	削除		
---	----	--	--

項の形骸削除による空欄化は、次のように考えることができよう。実体のある項の全部改正により項内の記載事項はすべて「削除」という表示に置換えられるが、基準欄における「削除」の表示がその他の欄の「削除」の表示をも代表して表示し、その他の欄における「削除」の表示は、この基準欄の「削除」の表示に吸収されて空白化し、空欄になる。このような考え方を「代表・吸収論」と称することとする。

なお、枠なし各号列記型別表では、改行表示を枠付きの項の形で表示することはない。

「別表第一第二十四号及び第二十五号を次のように改める。

二十四及び二十五 削除」

(3) 付番項削除改正方式

表・別表の項の字句改正においても、実体項の字句を「削除」という字

句に改めるという削除改正方式が可能である。この場合は、改正規定が字句改正（一部改正）の形式を採るが、改行表示はしないのは当然のことである。付番項の形骸削除は、付番項を全部改正して、付番項を「削除」の表記に置換えるものであるのに対して、付番項の削除改正方式は、付番項中の字句を「削除」に字句改正するもの（全部改正ではなく、単なる字句改正、つまり一部改正に過ぎない）である。このような付番項における削除改正方式は、「付番項削除改正」方式と称することとする。

この場合の改正対象の字句は事項名の字句の一部でなくてはならない筈であるが、基準欄の字句の全部を「削除」に改めるとすることとしている。項の基準欄の字句は、項全体から見ればその一部に過ぎないから、この扱いは許されると考える。

[例]

「別表の六の項中「農業法人経営多角化等促進事業」を「削除」に改める。」

「別表第一の三の項中「国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業」を「削除」に改める。」

「別表中……に改め、同表第一号中「児童福祉法第二十条第五項の規定による国が開設した病院の指定に関する事務」を「削除」に改め、同表第五号中「調理師法第三条第一項第一号の調理師養成施設の指定に関する事務」を「削除」に改め、同表第六号中「母子保健法第二十条第五項の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務」を「削除」に改める。」

（平成27年法律56号）

付番項の削除改正方式は、章名の削除改正方式と同様の扱いをするものであるが、章名削除改正は、章の所属条の活用を前提にしたものであるのに対して、付番項削除改正方式は、そのような機能を果たす余地はなく、付番項の項番号の変動を避けることは当然のこととしても、表・別表の付番項の全部改正による枠付きの改正後の項の改行表示を避けることだけを

目的とするものとなる。また、改正規定の文言が「改める」であるので、他の種類の改正規定の「改める」の改正文言と「接続」していくことが可能となる（接続改正）。

[改正規定文言が同一であることにより改正規定を繋げていく改正の方式を「接続改正」と称することとする。]

付番項削除改正は付番項の基準欄の字句を「削除」という字句に改めるという働きしかしない。付番欄の設けられている表・別表にあっては、基準欄（第2欄）の字句（事項名）が「削除」に改められるが、第3欄以下の欄はそのまま存続することになり、前置項番号の形態の付番項にあっては、第1欄・基準欄の項番号の次の字句（事項名）が「削除」に改められ、第2欄以下の欄はそのまま存続することになる。

項の形骸削除の場合と異なり、付番項削除改正の場合は、このように項全体の空欄化を招来しない点で、限界がある。すなわち、基準欄に「削除」文言が置かれるにもかかわらず下位の欄の規定事項が残存しているのは矛盾した状態となるから、このような付番項削除改正は行うことはできない（このような場合は、その付番項を形骸削除すれば足りることになる）。したがって、下位の欄を伴わない枠付き各号列記型別表のような単純な形式の別表の改正には実益が大きいのが、下位欄を複数層有するような表・別表では使用が困難である。

もっとも、そのような下位欄があっても、欄中の規定事項が死文化、無意味化しているような場合には、付番項削除改正は可能であろう。例えば、その欄中に規定された本則中の条項が形骸削除とされているような場合である。

(付) 章名削除改正方式

① 章名削除改正の方式

章名（の内容部）の字句を「削除」という字句に改める場合がある（WB180）。「第〇章 〇〇」を「第〇章 削除」に改める。」とするもの

である。

これを「章名削除改正」方式と称することとする。

章名を「削除」の字句に改正するだけでは所属条の範囲の付記を欠き、形骸削除章と形式的な整合性を欠くことになるから、この改正規定に引き続いて、所属条の範囲を付記するために次のような改正規定を置く。但し、この所属条の範囲は、その章の所属条の範囲と同じではなく、後述する所属条活用との関連において適宜に減縮したものになる。

「第○条から第△条までを次のように改める。

第○条から第△条まで 削除」

このような改正の結果、形式的には形骸削除章と全く同様の形態となる。

② 章名削除改正方式の意義と機能

形骸削除章は実体章を全部改正して、これを「第○章 削除」という形骸削除章に置換えるもので、その所属条もこの形骸削除章に包含されると扱うことになる。したがって、その実体章に属していた所属条も観念的には形骸削除章に取り込まれ、その中に固定されることになる。そうすると、かかる所属条は一切活用する余地はないことになる。これに対して、実体章を全部改正することによる形骸削除章とするのではなく、単に実体章の章名（内容部）の字句だけを形骸削除章の章名（内容部）の字句としての「削除」に改め、所属条は依然として存在していると扱うことによって、その所属条（の一部）を単純削除したり、他の章・節等において活用することが可能となる。この所属条の活用を可能にするのが章名削除改正方式である。

これを要するに、章名削除改正は、あたかも実体章を全部改正して形骸削除章にしたのと結果的には同じ形式を取りながら、所属条を活用することができるようにするため、実体章の章名（内容部）だけを「削除」に字句改正をするものである。

章名削除改正において所属条を活用する場合としては、

- (i) 章中の所属条の一部を他の章に含めて(所属させて)なお用いようとする場合、
- (ii) その章の末尾条が枝番号条である場合で(章末尾枝番号条を形骸削除章の構成条名として残存させておく実益はないから)その枝番号条を単純削除し又は他章に転用する場合
- である。

なお、かつては、「章形骸削除」方式も「章名削除改正」方式も、「削除」の文言を形骸として残存させることになるという点では変わりがないので、いずれの方式も可能であると考えられていた(佐藤達夫編『法制執務提要(新版)』(昭和32年)(181頁)は所属条非活用の場合にも両方式を選択的に挙げていた)が、所属条非活用の場合に「章名削除改正」方式を採用することは迂遠であるので、所属条非活用の場合には「章形骸削除」方式、所属条活用の場合には「章名削除改正」方式を採用すべき(『法制執務提要(第2次改定版)』(昭和43年)(189頁))と整理されたのであろう。

章名削除改正は、結果として章形骸削除方式による場合と形式的には全く同じ形態になるので、以後の扱いは形骸削除章と同様になる。例えば、実体章への全部改正は章形骸削除の場合と同様に可能となるし、条数調整も同様に必要となる。

4 項の全部改正

(1) 項の全部改正の制約

全部改正は、章・節等、条・項・号等の全部を新たな章・節等、条・項・号等へ書き換える又は置き換えるものであるが、そこに一定の制約・限界がある。

章・節等、条・項・号等の全部改正において、章番号・節番号等、条名、項番号等を変更することはできない(全部改正における章番号・条名等の変更禁止)。また、章・節等や条・項・号の全部改正をする場合は、改正前と改正後の章数・節数等、条数・項数等が同じでなければならない

(全部改正における章・節等、条・項・号等の分割・結合の禁止)。

しかし、この制約は、条項の全部改正にあつては、条内の項・号の構造に及ばないし、章・節等の全部改正にあつては、章内の節の構造や章・節等内の条の構造に及ぶことはない。したがって、例えば、章・節等の全部改正によって章・節等内の条数が変更されようと、章内で節数が変更されようと、新たに節構造が取られようと構わない(全部改正による章節内構造の変更の許容)。

表・別表の項についても、この全部改正における制約は、同様に及ぶものである。

付番項については、項番号が与えられているから、全部改正の制約は明らかに働く。無番項の場合、項番号が与えられておらず、その改正の方式の在り方とも関連して、全部改正についての制限が曖昧になる。

② 無番項の全部改正

無番項は、項番号がないから、項番号変更禁止は働く余地はない。

項の内部構造の変更は可能である。すなわち、無番項の項内容の変更(内容の付加)、構造の変更(細枠組みの変更)は可能である。

分割、結合の禁止も、一応は妥当する。

この点は、「次のように改める」方式では、かなり明確である。「〇〇の項」を全部改正して「△△の項(枠付き)*□□の項(枠付き)」に改めるとすれば、分割禁止原則に反し、許されない。(ここで「*」は連続した並列を表す記号とする。以下同じ。)

「図形的引用」方式でも、この点は明らかである。「別表中「〇〇の項(図形)」を「△△の項(図形)*□□の項(図形)」に改める。」は項の分割に該当し、許されない。なお、「別表中「〇〇の項(図形)」を「〇〇の項(図形)*△△の項(図形)」に改める。」は項の追加の場合である。

それでは、「〇〇の項」を「△△の項」に全部改正し、その次に「□□の項」を追加する場合は、どのようにすべきか。

「次のように改める」方式では、まず、「別表〇〇の項を次のように改め

る。」として全部改正する(全部改正した新たな項「△△の項(図形)」を改行表示する)。次いで、「別表〇〇の項の次に次のように加える。」として追加する(追加した新たな項「□□の項(図形)」を改行表示する)こととなる。ここで、全部改正+追加の場合、「次のように改める」「次のように加える」改正においても「〇〇の項(図形)」の掲記が重複して現れる(同一の項を掲記して改正規定を2つ設ける)が、その許容性は後に論ずる。

「図形的引用」方式でも、「次のように改める」方式と同様に「別表中「〇〇の項(図形)」を「△△の項(図形)」に改める。」とし、次いで「別表中「〇〇の項(図形)」を「□□の項(図形)」に改める。」とすると、「〇〇の項(図形)」の掲記が重複して現れることのみならず、全部改正と追加の位置関係・前後関係も曖昧となり、相当の違和感がある。

[これは、「図形的引用」方式では、全部改正も追加も削除もすべて「改める」という改正文言のみによることにも起因するものと思われる。]

しかし、「図形的引用」方式では、全部改正+追加の場合、改正規定を分断せず、「別表中「〇〇の項(図形)」を「△△の項(図形) * □□の項(図形)」に改める。」とすれば、1つの改正規定で全部改正+追加を一挙に行うことができることとなる。もっとも、この方式は、前に述べたように、項の分割に該当することは事実である。そこで、「△△の項(図形)」を「〇〇の項(図形)」を全部改正したもの、「□□の項(図形)」を「〇〇の項(図形)」の次に追加したものと考えて、これを全部改正+追加と構成するものである。つまり、この図形的表示は、項の分割ではなく、項の全部改正とその後の項の追加であると位置付けることとするのである。

この改正方式は、全部改正の原則である統合・分割禁止原則を維持しながら、「図形的引用」方式における複合的な結合による図形的表示の便宜的、例外的な場合であるとして、許容することができる考える。これを「(表・別表の項の改正における)図形的表示による複合的改正」と称することとする。

連続する追加と削除の場合は、削除される項が追加される新たな項に全

部改正されると構成すれば足りる。全部改正・追加・削除も全部改正が 2 つあることになる。

追加してその後の項の全部改正は、「別表中「○○の項 (図形) *△△の項 (図形)」を「○○の項 (図形) *●●の項 (図形) *▲▲の項 (図形)」に改める。」とすれば、適切に表示することができよう (「●●の項 (図形)」は「○○の項 (図形)」に追加した項の図形、「▲▲の項 (図形)」は「△△の項 (図形)」を全部改正した項の図形とする。(なお WB237 の説明も参照))。

Ⅲ 表・別表の字句改正

1 表・別表の改正の視点

表・別表の改正 (広義) は、3 つに分けて考察する必要がある。

まず、表・別表それ自体の改正がある。表・別表の全部改正、追加、削除、移動である。

これに対して、表・別表の一部の改正がある。表・別表の一部改正のうち、表・別表中の字句を改める場合の改正がある。簡略して、表・別表の字句改正ということとする。もう 1 つは、表・別表の項についての改正である。これを表・別表の一部改正ということとする。

これを整理すると、

- (i) 表・別表の改正 (表・別表そのものの全部改正、追加、削除、移動の改正)
- (ii) 表・別表の一部改正 (表・別表の項についての改正)
- (iii) 表・別表の字句改正 (表・別表の一部改正のうち字句の改正)

これらの改正のうち、(iii) の字句改正は、条項の字句改正とほぼ同じである。(i) の表・別表の改正も条項、章節等の改正とほぼ平行に処理することができる。もっとも、表・別表の全部改正については、立ち

入った考察が必要な場合がある。

これらに対して、(ii)の表・別表の一部改正については、表・別表の項は、表・別表の中の一部ではあるが、枠で囲まれた纏まりのある存在であって、特別な扱いを受けることがある。とりわけ無番項と付番項の区分も関連して扱いが異なるから、注意を要する場合がある。もっとも、表・別表の項についてであっても、単なる字句改正だけであれば、(iii)の字句改正に含まれる。

ここで、「表・別表の字句改正」について、改正の方式を整理しておこう。

2 表・別表の字句改正

(1) 表・別表の字句改正

① 表・別表の表中の字句を改正する場合

表・別表の表中の字句を改め、加え、削る場合、条の字句を改正する場合と同じように行う。

「第〇条の表中「〇〇」を「△△」に改める。」

「別表中「〇〇」を「△△」に改める。」

もっとも、表中の字句改正は、次の②の項中字句改正に当てはまる場合が多いであろう。

② 表・別表の項中の字句を改正する場合

項の字句を改正する場合は、項を特定し、これを「中」によって掲記する。このような表・別表の項中の字句改正を「項中字句改正」と称することとする。

「第〇条の表〇〇の項中「〇〇」を「△△」に改める。」

「別表〇〇の項中「〇〇」を「△△」に改める。」

なお、WB は項中字句改正の場合について、項を条中の項と同じに考え、条中の字句改正方式に準じて、改正していけばよいと指摘している(WB239)。

項中の改正箇所をさらに限定するために、欄まで特定する場合もある。

「別表〇〇の項△△の欄中「〇〇」を「△△」に改める。」

③ 表・別表の欄中の字句を改める場合

「第〇条の表〇〇の欄中「〇〇」を「△△」に改める。」

「別表〇〇の欄中「〇〇」を「△△」に改める。」

欄の字句改正は、多くの場合、項中字句改正に還元されるであろう。また、欄の字句改正が横断的に行われる場合は、表・別表の構造的な変更として、その表・別表の全部改正に至ることも少なくないと思われる。

④ 各号列記型別表の特定の項の字句改正を行う場合

枠付き各号列記型別表の項について字句改正を行う場合は、条中の号の改正方式と同じように行う。このような別表においては、「項」は概ね「号」と呼ばれているので、「第〇号中」として掲記する。

「別表第〇号中「〇〇」を「△△」に改める。」

各号列記型別表であっても、その全般の字句改正を行う場合は、①の方式によることになる。

(2) 継続改正と別表単位原則

表・別表の字句改正は、表中の改正であれ、項中の改正であれ、原則として表・別表を単位として、継続効のある改正規定は継続させて改正していく。

継続改正は、表・別表を単位とするが、個別の表は、条項中において単独設置が原則であるので、この原則は「別表単位原則」と限定して、命題として定立することができよう。

この原則に対して、2つの例外がある。

① 複数の別表が存在する場合に、各別表において単純な字句改正だけであるようなときは、別表を繋いで改正規定を続けていくことができる。

「別表第 1 中「〇〇」を「□□」に、別表第 2 中「△△」を「××」に改める。」

② 改正対象の別表が極めて大部で、改正規定を多数継続させていくと

かえってわかりにくくなるような場合は、項単位で改正規定を分断することがある (WB239 I)。

「 別表第一第一号の課税標準及び税率欄中……に改める。

別表第一第二号の課税標準及び税率欄中……に改める。

別表第一第三号の課税標準及び税率欄 1 を次のように改め、同欄 2 中……に改める。

(以下、略)」

[印紙税法の一部を改正する法律 (昭和49年法律 5 号)]

IV 表・別表の項の改正

1 序

(1) 表・別表の項又は欄の改正

表・別表の項の改正には、項における字句改正 (項中字句改正) の場合と、表・別表の項又は欄の改正に及ぶ場合とがある。項中字句改正は上記 III で述べた方法による。表・別表の項の改正は、表・別表の項そのものを対象とした改正である。

表・別表中の項の改正は、表・別表の項そのものを対象とした改正、すなわち項の全部改正、追加、削除、移動についてである。

表・別表中の欄の改正については、表・別表中の欄は表・別表の構造に関連するものであり、表・別表の項におけるように欄自体やその規定内容、列挙事項は可変的なものではないから、字句改正を超えたその改正には限界がある。欄の全部改正、追加、削除、移動は、通例、想定することができない。そのような必要性がある場合には、表・別表の構造の変更として、表・別表自体の全部改正に及ぶべきである。

(2) 表・別表の項又は欄の改正の意義

表・別表の項又は欄の改正の意義について、WB は次のように述べる

(WB238)。

「表の縦の区切り（項）を追加したり又は削ったりする場合には、「○○の項の次に次のように加える」又は「○○の項を削る」と表現することにより、新しい項が既存の項の間に入った表となり、又は削られる項が抜けてその左右にある項がくつついた表となり、改正の効果が達成されるが、これは、縦の区切りがそれぞれ一つのまとまった内容を持ち、その区切りを項としてまとめて取り扱うのに適当なものであると考えられるからである。これに対し、横の区切りは、「欄」とは呼ぶが、欄は当然縦の区切りの一部をその中に含んでいるため、欄全体を一つのものとして取り扱うことは必ずしも適当ではなく、また、横の区切りを追加したり又は削ったりする事例も極めてまれであるところから、横の区切りの改正については、右の縦の区切りの改正方式に準じた「○○の欄の下に次のように加える」とか「○○の欄を削る」とかいうような改正方式によるのではな」とする。

欄の改正について、ここまでの指摘は適切であるが、続けて次のように述べるのは、欄の改正の意義を見誤っていると思われる。「[欄の改正において] 既存の表の改正すべき部分を「A」という図で、改正された後の形を「B」という図でとらえ、「「A」を「B」に改める」という改正方式をとるのが適当であろう。」これは項改正又は部分項改正において図形的引用による場合の問題であって、この改正方法は、表のある特定の項又は部分項の特定の欄の全部又は一部を改めるときに限られるのである。欄の追加（欄を表・別表を横断して追加する）や削除（欄を横断して削除する）は、図形的表示による改正ではなく、表・別表構造の変更として全部改正することとすべきである。

2 表・別表の項の改正

(1) 項の特質と改正の在り方

項の改正は、無番項と付番項の区別に応じて、これが改正の方式に影響

を及ぼすかの問題がある。

付番項については、形骸削除と「削除」改正方式の問題があるが、既にⅡで論じた。また、無番項の全部改正についても、既に論じた。

(2) 項の改正における改正規定の継続

表・別表における項の改正について、「次のように改める」方式、「次のように加える」方式は切断効が認められる。

「に改める」方式は継続効が認められる。形式的に、この方式が採られていれば、各種の改正方式と結合することが可能となる。例えば、項中字句改正も、部分図形的引用による改正も、「に改める」方式であるので、改正規定を接続させることができる（これは継続効の問題ではない）。項中字句改正と部分図形的引用による改正とは、改正規定の改め文言が同一になることから、両者を結合し併用して、項の複雑な改正をすることができる。項の字句改正・部分図形的改正の「接続改正」である。〔改正規定文言が同一のため改正規定を繋げていく改正の在り方を「接続改正」と称することとする（前述13頁）。〕

なお、別表単位原則があるので、改正規定は原則として別表を超えて結合させることはできない。

項についての各種の改正方式が混在している場合、表・別表の前の方から順次改正していく（WB237）。その際、改正規定を接続、継続、連続させることができる場合は、改正規定を結合させていく（接続改正、継続改正、連続改正）。

(3) 無番項の改正と付番項の改正

無番項は、枠付きの独立した項ではあるが、その改正についてはあくまで図形として把握する。無番項の削除を除き、すべては枠付きの項として改正の対象となる。無番項の移動というものは存在しない。したがって、無番項の追加、削除に伴って、無番項の移動（繰下り、繰上り）も発生しない。無番項の追加は、項の枠付き図形の拡張と捉え、削除は項の枠付き図形の消滅と捉え、これに伴い前後の項は、項番号は不存在であるが、自

動的に繰り下がり又は繰り上がると観念することになる。

無番項の部分(部分項)も細部の枠付きの図形(部分図形)として把握され、原則として無番項の改正と同様の扱いを受ける。

付番項は、項番号によって序列性、昇順性が付与され、条項中の号の如き扱いを受ける。もっとも、付番項であっても、枠付きの項であることから図形としての性格を保持している(名残りといってもよい)ので、追加の「次に加える」方式において、加算の場合の「次の×項〔項数〕を加える」ではなく、不可算の場合の表示である「次のように加える」とすること、全部改正、追加について改行表示する改正後・追加後の項の表示は枠付きでなくてはならないことの制約を受ける。

付番項は移動の対象となる。付番項の追加、削除に伴って前後の項の移動(繰下り、繰上り)が生ずる。付番項には、枝番化と形骸削除が可能である(⇒次項 参照)。このように付番項は、表・別表の中でその特定が明確で、その改正が、条項中の号に類似して、相当に簡便に行うことができることとなる。

付番項の部分項は、部分図形として把握され、原則として無番項の改正と同様の扱いを受ける。もっとも、部分項の特定の欄の部分に付番することがある(付番部分項)。この付番の方法に決まりはない。(一)(二)(三)…、1 2 3…、イロハ…等が適宜使用されている(呼称単位なし)。この付番部分項によって、項の細部の改正(追加、削除、移動)が一層明確、簡便に行うことができるようになる。

各号列記型別表における項は、付番項よりも一層強く条項中の号と同様の扱いを受け、図形としての性格を保持していないこととされている。したがって、追加の「次に加える」方式においては、加算の場合の「次の×号〔号数〕を加える」とすることとなり、また、全部改正、追加について改行表示する改正後・追加後の号の表示は枠付きではないこととなる。

3 表・別表の項の改正方式

(1) 無番項の改正方式

① 無番項の全部改正

ある無番項を全部改める場合、次のいずれかの方式による (WB234)。

(i) 「別表(中)〇〇の項を次のように改める。」〔改正された項(枠付き)を改行表示〕

(ii) 「別表中「(項の図形)」を「(項の図形)」に改める。」

最近ほとんど(i)の方法によっている。また、(i)の方法について最近では「中」文言は用いずに、「別表〇〇の項」としている。この場合の「中」は、単に「おける」の意味として用いられているにすぎない。これを使用しないのは、表・別表中の字句改正の場合との混同を避けるため、すなわち、掲記・引用の「中」との混同を避けるためであろう。

(ii)の方法は「図形的引用」と称することができるが、改正前の全体と改正後の全体とを表示する点で、全部改正の方式としては特異である。(ii)の「中」は、表・別表中の字句改正と同様に、掲記、引用の機能を果たすものであろう。

② 無番項の追加

項のない表というものは存在しないから、項の追加について新設追加は存在せず、すべて増設追加である。

・表の冒頭に無番項を追加する場合 (WB235 II)

(i) 「別表〇〇の項の前に次のように加える。」〔追加される項(枠付き)を改行表示〕

(ii) 「別表中「(項の図形)」を「(項の図形)」に改める。」

項の表冒頭への追加を併せて図形的に示す。すなわち、改正前の項の全部に、改正後の拡張された(抱き合わせられた)項の全部を表示する。

・無番項を無番項の間に追加する場合 (WB235 I)

(i) 「別表〇〇の項の次に次のように加える。」〔追加される項(枠付き)を改行表示〕

を改行表示]

この場合、追加される項は、1 つに限られない。連続していれば、複数の項を追加することができる。

(ii) 「別表中「(項の図形)」を「(項の図形)」に改める。」

この場合は、追加される項を併せて図形的に示す。拡張的(抱き合わせ的)図形である。

・表の末尾に無番項を追加する場合(WB235Ⅲ)

(i) 「別表に次のように加える。」[追加される項(枠付き)を改行表示] 直接追加の方式である。

(ii) 「別表中「(項の図形)」を「(項の図形)」に改める。」

③ 無番項の削除

「別表〇〇の項を削る。」とする(WB236)。

項を削除する場合は、「別表中「(項の図形)」を削る」も、「別表中「(項の図形)」を「(項の図形)」に改める」も用いられていない。もっとも、図形的表示による項の複合改正の場合には、このような図形的表示による削除を用いることもあろう。また、部分項を削除するときは、これらの図形的表示によることとなる。

図形的表示による項の削除が一般的には使用されないのは、削除については項を掲記するだけで足り(直接方式)、図形的表示までして消滅部分を表示することは迂遠な方法であるからである。この点、「別表中「(項の図形)」を削る」としないのは、前後の項との間の縦線が削られてしまうのではないかとの疑念が生ずるからであるとする考えもある(河野久編著『法令の改め方(立法技術入門講座3)』(昭和63年)121頁)が、表・別表の項を明確にする縦線(横線でもあるが)は観念的な線分であって、「項の枠付きの図形」を削ることによって、これらの線分が消滅すると考えるべきではない。また、もしそうであるとするれば、部分項を捉えた図形的表示による削除は不可能になってしまうという結論に結びつくことになり、妥当であるとは考えられない。

④ 無番項の移動

無番項には、項の移動の観念はないと考える。

移動はあくまでも数的序列制が採られていない限り、何処へどれだけ移るのか明らかにすることができないので、無番項の移動という観念は成立しない。無番項は、項の追加、削除に伴い自動的に移動すると考えられる(項番号のない条中項の扱いと同様である)。

(2) 付番項の改正

付番項については、一の項、二の項、三の項……として説明する。付番項としては、個別法令において、第1号、第2号……(各号列記型別表ではほぼ号表記である)や、第一項、第二項……と称する場合があるが、ここでの説明では使わない。なお、「別表一の項」「別表第二一の項」の表示の不明確を避けるため、「の」を挿入することとされている。「別表の一の項」「別表第二の一の項」となる。別表番号や項番号が枝番号表示の場合は特に注意を要する。「別表第一の二の二の項」は「別表第一の二」の「二の項」なのか、「別表第一」の「二の二の項」なのか判別不能である。前後関係や設置根拠条項に照らして判断するより方法はない。

① 付番項の全部改正

「第〇条の表□の項を次のように改める。」[改正された□の項(枠付き)を改行表示]

「別表第一の□の項を次のように改める。」[改正された□の項(枠付き)を改行表示]

付番項の全部改正の例示として WB234ex1 参照。なお、無番項と同様に、図形的引用による全部改正も可能である。

② 付番項の追加

付番項の追加は、加算の扱いを受けず、「次のように加える」方式をとる。付番項の追加であっても、「次の×項〔項数〕を加える」とせず、「次のように加える」とすることとしている。枠付きの項の追加であるので、無番項と同様に、明確に可算的であるとは言えないということからであ

る。追加の形態は、単純追加も移動先追加も可能である。

- ・表の冒頭に無番項を追加する場合

「別表□の項の前に次のように加える。」〔追加される項（枠付き）を改行表示〕

無番項と同様に、図形的引用による追加も可能である。

枠なし各号列記型別表における「号」表示の場合は可算的であるとして、「次の×号〔号数〕を加える」とする。

「別表第三第二号の前に次の一号を加える。」〔追加される第一号を改行表示〕

もっとも、そこまで号建てが明確でない付番項においても、加算扱いをする例があるが、相当に恣意的である。

- ・付番項を付番項の間に追加する場合

「別表第二の□の項の次に次のように加える。」〔追加される項（枠付き）を改行表示〕

無番項と同様に、図形的引用による追加も可能である。

枠なし各号列記型別表の号は、「次の×号〔号数〕を加える」とする。

「別表第一第○号の次に次の×号を加える。」

- ・表の末尾に付番項を追加する場合

「別表に次のように加える。」〔追加される項（枠付き）を改行表示〕

直接追加である。無番項と同じ。

③ 付番項の削除

「別表□の項を削る。」とする。

直接方式である。無番項と同じ。

④ 付番項の移動

「別表□の項を同表■の項とする。」

付番項は、移動の対象となる。項の追加、削除に伴い項を移動（繰下げ・繰上げ）させなければならない。

- ・付番項の簡略移動

付番項は、条中の項・号の移動と同様に、「中」による簡略移動も可能である。

「別表第一中14の項及び15の項を削り、13の項を15の項とし、12の項の次に次のように加える。」

「別表第一中第6号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。」

(3) 部分項の改正

無番項であれ付番項であれ、部分項の改正は、図形的引用で行うことになる。もっとも、部分項のある欄について、細区分番号又は記号（イロハ等）が付されている箇所については、その番号又は記号を用いて、追加、移動の指標とすることができる。

(4) 表・別表の欄の改正

欄の改正は、項の改正に還元されるのが通例である。WBは「表のある特定の項の特定の欄の全部又は一部を改めるときは、改めようとする部分を「A」という図形で、改正後の形を「B」という図形でとらえる」（WB238）と述べているが、この場合も通例は部分項とその連続改正によって達成することができる。それを超えた複雑な欄の改正は、表・別表構造の変更として全部改正に及ぶべきであることは、既に論じた。

欄の字句改正も「中」によって引用を明示する。また、欄の特定は「〇〇の欄」とする。

欄中の通例の字句改正は、欄として特定するに及ばない。

「別表中「A」を「B」に改める。」「別表〇〇の項中「A」を「B」に改める。」で足りる。

特定の欄に着目するときは、次のようにする。

特定の項の特定の欄の一部を改めるとき 「別表〇〇の項△△の欄中「〇〇」を「△△」に改める。」

特定の項の特定の欄の全部を改めるとき 「別表〇〇の項△△の欄を次のように改める。」

V 表・別表の改正

1 序

(1) 表・別表の改正

表・別表の改正（狭義）は、表・別表そのものの改正である。

(2) 別表番号の顕在化と潜在化

別表の全部改正に伴い、別表が別表第 1 に変更され（全部改正＋追加）、また別表第一が別表に変更される（別表の統合）場合が発生する。

「別表」は、本来「別表第一」の「第一」の部分省略されている（又は隠されている）。別表第 2 以下の関係が発生すると、この隠された・省略された「第 1」という番号（別表番号）が顕在化すると構成することができる。「顕在化論」と云うこととする。逆に、別表第二以下の関係が消滅すると、この顕在した「第一」という別表番号は潜在化すると構成することができる。このような考え方を「顕在化（論）」又は「潜在化（論）」と云うこととする。

「別表」と「別表第一」との間での変更（別表番号の付与・削除）については、移動の形式を取るから、両者は別個の存在として観念されるが、別表第二以下の追加、削除に関連して全部改正に係る「別表」「別表第一」の別表番号の表示の変更に際しては、隠された別表番号が顕在すると考えられる。

(3) 別表の枝番化、形骸削除

別表には、別表番号を付して、連続昇順制を採ることとされているので、別表番号に枝番号を付し、また、形骸削除の扱いをすることができる。

例えば、別表第一に対して、別表第一の二、別表第一の三……の場合である。

別表に対して形骸削除に全部改正することができる。

「別表第一を次のように改める。

別表第一 削除」

(4) 別表の可算性

複数の別表は、別表番号によって可算的であり、別表として独立しているから、条の改正と同様の扱いをすることができる。したがって、別表の追加について、次に加える方式では別表数を明示する。この点は、表・別表の付番項の追加とは異なる。表・別表の付番項は、項番号によって可算的ではあるが、枠付きの図形としての性質を残存させているので、別表の改正のように、条の改正とは同様に扱われてはいない。

2 表・別表の改正の方式

(1) 表・別表の全部改正

表・別表の全部を改める場合 (WB233)

「第〇条の表を次のように改める。」

「別表を次のように改める。」とする。

なお、別表を全部改正する場合に、根拠条名のかっこ書の表示がないときは、表の肩に「別表 (第〇条関係)」という根拠条名の表示を付ける (WB093)。

(2) 表・別表の追加

① 表の追加

表の追加は表のない条項に表を追加する場合である (新設追加)。
〔WB242 I〕

「第〇条に次の表を加える。」とする。

条項に対する直接追加である。

② 別表の追加

・別表のない法令に別表を追加する場合 (新設追加) 〔WB242 II〕

「附則の次に次の別表を加える。」とする。

この場合、「附則に次の別表を加える」ではない。別表は附則の構成部分ではないから、附則に対して直接に追加することはできない。

この新設追加は、法令末尾に対する直接追加である。したがって、単に「次の別表を加える」とするだけで足りる筈であるが、座りが悪いので、位置指定にかこつけて「附則の次に」の文言を付加したのであろう。それ故、この改正規定の文言に拘わらず、「次に加える改正方式」ではないことに留意しなければならない。

別表を追加する改正規定は、改正法の本則末尾に置かれる。

[2以上の別表を追加する]

2以上の別表を追加する場合は、「附則の次に別表として次の×表〔表数〕を加える。」とする。追加する別表の数を明示する。

・別表のある法令に更に別表を追加する場合（増設追加）

既存の別表が1つの場合（別表第二の追加）〔WB241 I〕

「別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。」

この場合は「次に加える改正方式」である。追加する別表数を明示する。

別表を別表第一に移動させており、したがって、移動先追加と同じ改正規定になる。

既存の別表が2つ以上の場合（例えば、別表第二と別表第三の追加）

この場合は、既存の別表の繰下げが必要となる。

「別表第二を別表第四とし、別表第一の次に次の二表を加える。」

既存の別表が2つ以上で、その最後（末尾）に追加する場合（別表第三と別表第四の追加）

「別表第二の次に次の二表を加える。」

なお、複数別表の最後に別表を追加する場合に、「別表に次の×表を加える」とする例がある（例えば、平成14年法律55号）が、不適切である。附則と並んで「別表」という独自の領域がある訳ではなく、存在しないものに対して直接追加するということはできないからである。

(3) 表・別表の削除

① 表の削除

条項の表を削る場合は、「第〇条の表を削る。」とする。

表を削る場合は、表以外の部分も同時に改める必要があることが通例である。

「第〇条第1項中「〇〇」を「△△」に改め、同項の表を削る。」とする。

② 別表の削除

別表が1つの場合 「別表を削る。」とする。

[既存の別表をすべて削る]

別表をすべて削る場合 例えば、「別表第一から別表第四までを削る。」とする。

[既存の複数ある別表のうちある特定の別表だけを削る]

別表が複数ある場合に、そのうちのある特定の別表だけを削る場合、条を削る場合と同様に、当該別表の後にある別表について順次繰り上げる必要が生ずる。

・別表が4つある場合において別表第二を削るときは、別表第三を別表第二に、別表第四を別表第三に繰り上げる。

「別表第二を削り、別表第三を別表第二とし、別表第四を別表第三とする。」

・別表が4つある場合において別表第一から別表第三までを削るとき

「別表第一から別表第三までを削り、別表第四を別表とする。」

・別表が4つある場合において別表第2以下をすべて削るとき

「別表第二から別表第四までを削り、別表第一を別表とする。」

別表第二から別表第四までの削除を先行させる点で、条中項の扱いとは異なる

・別表が3つある場合において別表第二以下をすべて削るとともに別表第一を全部改正するとき

「別表第二及び別表第三を削り、別表第一を次のように改める。」

この別表第一の全部改正により改行表示される改正された別表は「別表」と表記することとされている。

別表第二と別表第三の削除を先行させている点で、条中項の扱いとは異なる。別表第二と別表第三が残存したまま、別表第一を全部改正して複数の別表の存在を前提にしない「別表」に改めることは不適切であるので、先に別表第二、別表第三を削除するのである。

(4) 表・別表の移動

条項中の表は 1 表しか存在しないので、表の移動ということは考えられない。

別表の移動は、複数の別表のうち追加に伴う繰り下げ、削除に伴う繰り上げの場合に行う。

「別表第二を別表第四とし、別表第一の次に次の二表を加える。」

「別表第二を削り、別表第三を別表第二とし、別表第四を別表第三とする。」

3 別表の移動先追加

別表についても「移動先追加」方式を取ることができる。

「別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（略）」とする。

条項の追加について、条項を移動させて、移動先の条項名を基準に条項を追加することは、極めて頻繁に行われているのかかわらず、WB において説明がほとんどされていない。かつてこのような条の追加を「移動先追加」方式と命名し、通例の「単純追加」方式との対比や、今は放擲された「追加後移動」方式の問題点等について、検討したところである（拙稿「立法技術に関する研究 I」130 頁以下）。WB は、本来説明をすべき条項の追加の箇所では何らの説明もしないのに、別表の追加の説明箇所において「別表を別表第一とし、別表第二を加える場合」としてこの用例を紹介し

ている (WB241 I)。この用法は、しかし、別表における移動先追加方式そのものである。次のような場合には一層明確であろう。

「 別表第二を別表第四とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第五 (略)

別表第六 (略) 」

4 別表の全部改正と追加

別表を全部改正してその直後に別表を追加する場合は、次のようにする。

「 別表を次のように改める。

別表第一 (略)

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二 (略) 」

この改正を WB は「別表の全部を改めて、複数の別表とする場合」と紹介する (WB241 II 後段)。この単なる紹介だけからは、この方式と別表の分割との相違も判然とせず、そもそも紹介文が不適切である。この方式は、条に比定するならば、条を全部改正して、その直後に新たに条を追加するということである。そして、条における全部改正+追加については、WB は 1 項を立てて説明をしている (WB224) が、残念ながら問題点の指摘はない。

別表を全部改正して、その直後に新たに別表を追加することは、方式としては上記のとおりであり、別段問題点もないように思われる。しかし、重大な問題が隠されている。条で考察してみよう。例として、WB224ex 1 をみる。

「 第22条を次のように改める。

第22条 (略)

第22条の次に次の 1 条を加える。

第22条の 2 (略) 」

この改正方式は WB224 において至極当然の如く説明されているが、問題がない訳ではない。

まず、条の全部改正は切断効を有し、全部改正部分だけでこの改正規定は完結する。条の追加は別の改正規定によらなければならない。この点までは問題ない。

しかし、条の追加について、全部改正される条名、したがって、全部改正された（改行表示された）条名が追加される条の基準となっていることに留意しなければならない。

法令の改正は、現行法令の条文（条、項等）、すなわち現行規定を対象とする（現行規定改正原則）ので、現行規定が法令改正の直接の対象となり、また追加、移動等に関する基準となる。したがって、改正後の条、項等が改正の対象や基準となることはない（改正後条名掲記禁止原則）。また、同じ条、項等について、2 度にわたって改正の対象又は基準とすることはできない（再度改正禁止原則）。

したがって、条の全部改正は条項名変更禁止原則によって全部改正される条と全部改正された条との条名が同一でなければならないから、全部改正された条の条名が追加される条の基準となっていることにもなり、現行規定改正原則、改正後条名掲記禁止原則に悖ることにならないかである。また、全部改正される条が追加の条の基準となっているとしても、同一の条の条名が全部改正の対象となる条名と追加の基準となる条名とに該当し、再度改正禁止原則によって許されないのではないかである。

この点は次のように考える。まず、全部改正の部分については、掲記条名はあくまで全部改正される条の条名であって、改行表示される全部改正された条名ではないと理解すべきである。したがって、現行規定改正原則、改正後条名掲記禁止原則に反することにならないと考える。

次に、全部改正は全部改正される条についてであるとして、全部改正される条名が追加の条の基準となっているとしても、全部改正の切断効の対象はその条そのものであり、これを分割することができない以上、この全

部改正の対象となる条名が追加の基準となる条名として再度掲記されても、再度改正禁止原則の例外として許容されると考える。

別表においても同様に考えるべきことになろう。

5 別表の統合

別表第一と別表第二とを統合して、内容的にも1つの別表とする場合である。次のようにする(WB241Ⅱ前段)。

「別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表 (略) 」

この方式は、別段問題無かろう。WBも簡単に説明している(WB241Ⅱ前段)が、この方式は別表が条に準じた扱いをされていることを示すものと指摘している。

なお、別表の統合は、単に別表第二を削り、別表第一だけにする場合とは異なる。

この場合は、次のようにする。

「別表第二を削り、別表第一を別表とする。」(改行表示はない。)

別表の統合は、2つの別表を統合して、新たに、内容的にも変更された1つの別表とする場合である。

6 別表の分割

別表の統合(上記5)とは逆に、別表の分割はどのようになるかである(これについては、WBは何も述べていない)。別表を分割するには、現存する別表を削除し、新たに複数の別表を新設追加すればよい。

「別表を削り、附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一 (略)

別表第二 (略) 」とする。

すなわち、別表を直接分割することはできないので、分割対象である別表を削除して、新たに別表二表を新設追加することによって、別表を二表

に分割するのである。

別表の分割は、前述 4 で述べた「全部改正・追加」の方式でも達成することができるが、「全部改正・追加」は改正方式に着目したものであって、別表の分割の形態に限られるものではない。別表の分割はこのように形態に着目したものであるから、改正方式としては 2 つの方式が可能となる。

なお、別表分割において削除・追加方式を採るのは、別表においても条項の場合と同様に、全部改正して移動させることはできないことを前提に、これを達成する手法として考えられたものであろう（条項の全部改正と移動に関しては、拙稿「立法技術に関する研究 I」本誌 54 巻 1・2 号（平成 25 年 2 月）136 頁以下を参照）。したがって、別表分割は、改正方式としては「削除・追加」に結び付くが、実質的には別表の「全部改正・移動」の問題である。

VI 表以外の部分の改正

1 表以外の部分の意義と特定

(1) 表以外の部分の意義

表のある条項の表以外の部分を「表以外の部分」という。この部分の改正においてこの部分を特定するための表示である。

表以外の部分については、各号列記以外の部分の扱いと対比して考えることができる。条項中で表も各号も表以外の部分や各号列記以外の部分に対する関係はほぼ同様であると考えられるので、表以外の部分と表との関係は、各号列記以外の部分と各号との関係と同様に理解してよいと考える。

(2) 表以外の部分の特定

「各号列記以外の部分」は、改正しようとする字句と同一の字句が同一条項中の他の部分にもあり、他の部分における字句は改正せず、各号列記

以外の部分だけを改正する場合に、この部分を特定するためだけに限られるとされている(WB204Ⅲ)。いわゆる「限定的特定」である。「表以外の部分」についても、同様に考えてよい。(各号列記以外の部分の特定、限定的特定については、拙稿「立法技術に関する研究Ⅳ一条・項・号の改正に関する諸問題一」本誌57巻1・2号(平成28年2月)参照)

2 表以外の部分の改正

(1) 表以外の部分の一部改正(字句改正)

表以外の部分の字句改正は、次のようにする。

「第〇条の表以外の部分中「〇〇」を「△△」に改める。」

この方式は、表以外の部分について限定的特定が働く結果、表以外の部分の字句を改める場合に、表中に同一の字句があるとき、この用語による限定をすることとなる。

したがって、(i) 表以外の部分の字句を改める場合に、表中に同一字句がないとき、(ii) 表以外の部分と表部分とに同一字句があり、その字句について表以外部分と表部分の両方を改める場合には、いずれも「第〇条中「〇〇」を「△△」に改める。」とすれば足りる(WB142Ⅱ参照)。なお、(iii) 表以外の部分と表の項とに同一字句がある場合に、表の項の字句を改めるときは、「第〇条の表〇〇の項中「△△」を「□□」に改める。」とすることになる。

このような改正の方式は、上記のような単純な場合には原則どおりに働く。しかし、複雑な字句改正がある場合には、表以外の部分の用語の限定的な用法が拡張される場合があるが、ここでは省略する(そのような複雑なケースについて「各号列記以外の部分」の用法において検討したものととして、拙稿・上掲論文32頁以下参照)。

(2) 表以外の部分の全部改正

① 表以外の部分の全部改正の方式

「第〇条の表以外の部分を次のように改める。」とし、全部改正した表以

外の部分の字句を改行表示する。

表以外の部分を全部改正すれば、そこで改正規定は切断され、改められた表以外の部分を改行表示することになる。

なお、「表以外の部分」には条名、項番号は含まれないので、改行表示した改正後の表以外の部分の表示には条名、項番号は記さない。

② 表以外の部分と表との関係

表以外の部分の全部改正と表の改正との関係について、問題がある。

表以外の部分を全部改正すると、全部改正の切断効によって、そこで改正規定は切断される筈である。しかし、WB は必ずしもそのように考えない。

(i) 表以外の部分を全部改正して、表を全部改正し、又は削除する場合は、条項の全部改正に還元される。

(ii) 表以外の部分を全部改正して、表の項を追加する場合、改正規定を分断して、別個に改正する。この改正規定を切断しない限り、改行表示が 2 つ発生し、改正規定として支離減裂となる。

(iii) 表以外の部分を全部改正して、表の字句改正する場合は、改正規定を分断して、表以外の部分と表とを区分して改正することになる。もっとも、WB は必ずしもそのように考えない。

(iv) 表以外の部分を全部改正して、表の項を削除する場合も、やはり別個に改正せざるを得ない筈である。しかし、WB はこの場合には、表以外の部分の全部改正に切断効を認めない。

(v) 表以外の部分を全部改正して、表の項を移動させる場合、やはり別個に改正せざるを得ない筈である。しかし、この場合の表以外の部分の全部改正にも切断効を認めない例がある（この例は、(iv) について切断効を認めない WB のスタンスに立ったものであろう）。

③ 表以外の部分の全部を改め、表中の項の一部を削除する場合（上記 (iv) の場合）

WB は「第〇条の表以外の部分を次のように改め、同条の表〇〇の項を

削る。」とするとする (WB240)。

この方式は全部改正方式の「次のように改める」文言に切断効を認めないものである。

しかし、WB が採るこの方式には強い疑義がある。条のうち表以外の部分であっても、この部分を「次のように改める」文言によって全部改正をしている以上、そこに切断効が働き、そこで改正規定文 (いわゆる柱書き) を完結させ、改正規定内容部 (改正後の「表以外の部分」) を改行表示しなければ、全部改正方式として統一が取れない。改正規定は2文化して、「第〇条の表以外の部分を次のように改める。」[改正された表以外の部分を改行表示する]、「第〇条の表〇〇の項を削る。」とすべきである。

④ 表以外の部分の全部を改め、表中の字句を改める場合 (上記 (iii) の場合)

WB は「第〇条の表以外の部分を次のように改める。」[改行表示]、「第〇条の表〇〇の項中「△△」を「□□」に改める。」とするが、「この場合、表中の字句について改正する字句が少ないときは、「第〇条 (第〇条第〇項) の表以外の部分を次のように改め、同条 (同項) の表〇〇の項中「A」を「B」に改める。」とすることもある。」とする (WB240)。

WB の説明の前段は、全部改正に切断効を認め、字句改正の改正規定には継続しない扱いをするもので、当然のことである。しかし、後段の場合、表中の改正字句が僅かであるときは、全部改正に切断効を認めず、字句改正の改正規定に継続させてよいとする。我々は、全部改正には切断効を例外なく認めるべきであると考えたものである。

WB は、その初版 (昭和50年) 以来、表以外の部分の全部改正と表の項の削除とを1つの改正規定で処理するという方式を一貫して採ってきている (WB (初版) 233) が、これは、国民年金法の一部を改正する法律 (昭和37年法律092号) で採った例を墨守しているものと思われる (なお、その後、全部改正して移動させる場合に切断しない例として、昭和60年法律106号がある)。

表の項は概して短小の字句によることが多いので、表以外の部分の全部改正・改行表示をした上で、表の項の削除という方式は煩瑣に過ぎるといえるのが、かかる変則的な方式をとる理由であろう。しかし、「次のように改める」文言による全部改正方式を採る限り、切断効は必然であり、直ちに改行表示に至るべきである。このような原則事項について、ご都合主義の変則を認める訳にはいかない。

なお、各号列記以外の部分を全部改正して、その条項を移動させる場合に、全部改正に切断効を認めない例がある（昭和60年法律86号、昭和60年法律90号、昭和60年法律108号、平成5年法律8号の4例）。また、全部改正に字句改正を継続させた例もある（昭和36年法律116号、昭和48年法律67号の2例）。WB は、各号列記以外の部分の全部改正に条項の移動や字句改正を継続させることについては説明を加えていない（WB142Ⅱ、209参照）。

（平成29年10月1日脱稿）